

京都市訓令甲第3号

教育委員会事務局

幼稚園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年7月1日

京都市長 門川 大作

表4の項中 「4」 を 「(5)」 に改め、「者」の右に「(第1項に掲げる者を除く。)」を加え、同表3の項中「3」を「(4)」に、「前2項」を「前3項」に改め、同

表2の項中 「2」 を 「(3)」 に、「前項」を「前2項」に改め、同表1の項中

「1」 を 「(2)」 に改め、「している者」の右に「(前項に掲げる者を除く。)」

を加え、

108,000円	20,000円
----------	---------

 を

「

108,000	20,000
---------	--------

」に改め、同項の前に次の1項を加える。

減免を受けようとする年度の初日において6歳以上9歳未満の者又は学校教育法第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供
--

円

円

(1)	<p>の推進に関する法律第6条第2項に規定する認定こども園，児童福祉法第39条第1項に規定する保育所その他市長が定める施設に入園し，若しくは入所している者（以下「児童等」という。）が3人以上ある世帯に属する者で，当該児童等のうち年長の順に1人目及び2人目の者以外のもの</p>	132,000	20,000
-----	--	---------	--------

表に備考として次のように加える。

備考 市民税等の額を計算する場合には，地方税法附則第5条の4第6項の規定は，適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程は，平成20年度分の保育料及び入園料の減額又は免除から適用する。

(教育委員会事務局総務部調査課)